

京都市告示第 29 号

京都市国民健康保険条例第 14 条第 1 項、第 14 条の 7 第 1 項及び第 15 条第 1 項に規定する保険料率は、次のとおりとし、令和 6 年 4 月 1 日から適用します。

令和 6 年 4 月 1 日

京都市長 松井 孝治

1 第 14 条第 1 項に規定する保険料率（基礎賦課額）

- | | |
|-------------------------|-----------|
| (1) 所得割 | 100分の7.65 |
| (2) 被保険者均等割 | 25,790円 |
| (3) 世帯別平等割 | |
| ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 | 16,610円 |
| イ 第14条第1項第3号に規定する特定世帯 | 8,310円 |
| ウ 第14条第1項第3号に規定する特定継続世帯 | 12,460円 |

2 第 14 条の 7 第 1 項に規定する保険料率（後期高齢者支援金等賦課額）

- | | |
|---------------------------|-----------|
| (1) 所得割 | 100分の2.82 |
| (2) 被保険者均等割 | 9,200円 |
| (3) 世帯別平等割 | |
| ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 | 5,930円 |
| イ 第14条の7第1項第3号に規定する特定世帯 | 2,970円 |
| ウ 第14条の7第1項第3号に規定する特定継続世帯 | 4,450円 |

3 第 15 条第 1 項に規定する保険料率（介護納付金賦課額）

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 所得割 | 100分の2.56 |
| (2) 被保険者均等割 | 9,970円 |
| (3) 世帯別平等割 | 4,910円 |

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)